



平成 31 年 3 月 22 日

報道関係者各位

山県市

**空家バンクに登録された空き家に付随する農地の場合  
取得する際の下限面積を 0.01 アールに引き下げます**

山県市（市長 林宏優 以下 当市）で農地を取得するには、地域により 30 アールや 20 アール以上を耕作することが要件（下限面積要件）となっています。しかしこの度、市が空き家の利活用を促進するための山県市空家情報登録制度「空家バンク」に登録されている空き家とセットで農地を取得する場合に限り、0.01 アールから取得できることとなりました。下限面積を引き下げることにより、農業をしたい移住希望者が空き家を取得しやすくとともに、遊休農地の発生防止や解消及び農村環境の保全も図ります。

農地を耕作の目的で売買・賃借する場合は、農地法第 3 条の許可が必要となり、高富地域と伊自良地域においては 30 アール、美山地域においては 20 アールの取得下限面積を満たさないと農地の売買・賃借はできません。

この度の特例により、空家バンクに登録されている空き家に付随する農地においては、空き家とあわせて取得する場合に限りこの要件が緩和され、0.01 アール（1 平方メートル）から取得ができるようになります。

区域	面積
高富地域、伊自良地域	30 アール
美山地域	20 アール
空家バンクに登録された空き家に付随する農地	0.01 アール

（注）面積の単位 10 アール＝1,000 平方メートル

「空家バンクに登録された空き家に付随する農地」とは、空家バンクに登録されていることに対し、山県市が確認書を発行したものを。

【本件に関する報道関係者からのお問い合わせ】

山県市農業委員会事務局 担当：河村

Tel：0581-22-6830 Fax：0581-22-2118

Mail：norin@city.gifu-yamagata.lg.jp